

京都市交通局管理規程第1号

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年6月6日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局公印規程の一部を改正する規程

京都市交通局公印規程の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「第2条第10条」を「第2条第10号」に改め、同条第3号中「登録したうえ、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。」を、「登録し、」に、「押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。ただし、公印使用者に押印させるときは、公印保管者等は、その押印に立ち会わなければならない。」を「押印しなければならない。」に改め、同条に次の3号を加える。

- (4) 前号の規定にかかわらず、総務課長がやむを得ないと認めるときは、公印保管者等は、公印保管者が指定する場所において公印保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。
- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、即時交付を必要とする文書については、公印保管者等は、公印保管者が指定する場所において、自ら押印し、又は公印使用者に押印させることができる。
- (6) 前号の規定により公印使用者に押印させるときは、公印保管者等は、これを視認し、又は公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)